仕　様　書

１　件名

虎ノ門二丁目地区（乙施設）産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務

２　廃棄物の種類

別紙１のとおり。

３　履行場所

別紙４のとおり。

４　搬出期間

別途協議により定める。

５　その他

(1) 業務従事者は、委託者の職員である身分証明書の呈示を行い、身分を明らかにする名札を着用すること。

(2) 業務は、原則として平日または土曜日の 8：00 から 17：00 までの間に行うこととし、日曜日及び祝日の作業は実施しないこととする。ただし、緊急の場合、委託者の指示がある場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、設置場所について委託者と協議した上で、コンテナを設置すること。設置されたコンテナへの廃棄物の積込は解体業者にて行う。

(4) 作業に対する苦情等が発生した場合には、必要に応じて委託者と協議した上で、受託者の責任において処理を行うこと。

(5) 廃棄物の処理にあたっては、回収時の写真及び産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）により報告すること。また、これに係る経費については受託者の負担とすること。

(6) 作業にあたっては、危険のないよう必要に応じて安全措置を講ずること。

(7) 本仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、係員の指示によるものとするほか、現地において委託者と打合せをし、トラブルのないよう十分留意して作業を行うものとする。

以　上